

関西電力株式会社美浜発電所3号炉並びに大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて —有毒ガス防護に係る規制を踏まえた変更—

令和2年12月2日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和2年7月17日に関西電力株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された有毒ガス防護に係る規則等の改正を踏まえた美浜発電所及び大飯発電所の特定重大事故等対処施設に係る発電用原子炉設置変更許可申請書をそれぞれ受理した。

当委員会は、当該申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、資料2-1(美浜発電所)及び資料2-2(大飯発電所)のとおり、審査の結果の案を取りまとめ、所用の手続をとることとする。

なお、美浜発電所及び大飯発電所の原子炉制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を対象とした有毒ガス防護に係る発電用原子炉設置変更許可については、令和2年1月29日付けで行っている。

(参考1) 改正・制定された規則等

○規則等： 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第26条及び第34条

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈第26条、第34条及び第42条

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド

○施行日： 平成29年5月1日

(平成29年4月5日原子力規制委員会決定)

○経過措置期間： 令和2年5月1日以降最初に当該発電用原子炉施設に係る原子炉等規制法第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日まで